第121回 公文書管理委員会
議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第121回　公文書管理委員会
議事次第

日時：令和８年９月15日（火）10:31～11:05
オンライン開催

開　会

１　委員紹介
２　委員長互選、委員長代理の指名
３　公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正案について（諮問）
４　防災庁行政文書管理規則の制定及び一部改正について
５　金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について（諮問）

閉　会

（出席者）

野口委員長、葭葉委員長代理、五百籏頭委員、上原委員、大橋委員、木村委員
相川総合政策推進室長、内藤独立公文書管理監、加納大臣官房審議官、萩原公文書管理課長
橋本内閣官房防災庁設置準備室企画官、原金融庁文書課情報公開・個人情報保護室公文書管理室長
鎌田国立公文書館長

○加納審議官　それでは、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、大臣官房審議官の加納と申します。

本日は、去る７月31日に、第９期の公文書管理委員会委員が任命されて最初の開催となりますので、後ほどの互選により、委員長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第121回「公文書管理委員会」を開会いたします。

本日は、オンラインで６名の委員の皆様に御出席いただいております。

森本委員は御欠席です。

また、事務局である内閣府が出席しております。

８月に人事異動がありましたので、改めて御紹介させていただきます。

まず、相川総合政策推進室長です。

藤本前独立公文書管理監の後任として着任した、内藤独立公文書管理監です。

前川前公文書管理課長の後任として着任した、萩原公文書管理課長です。

そして私は、後藤前大臣官房審議官の後任として着任いたしました、加納と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、国立公文書館の鎌田館長が御出席であります。

なお、本日は、各議題に関係する省庁の担当者もオンラインで出席しております。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、議題１の「委員紹介」でございます。

配付資料１の委員名簿にございますように、委員の皆様におかれましては、７月31日付で御就任いただいております。

順次、御紹介させていただきます。

立命館大学の上原委員、　千葉大学大学院の木村委員、　東京大学の森本委員、　弁護士の葭葉委員におかれましては、引き続き御就任いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、今期から新たに、東京大学大学院の五百籏頭委員、　上智大学の大橋委員、　一橋大学大学院の野口委員に御就任いただきました。

それでは、委員の皆様に一言ずつ御挨拶を頂きたいと存じます。

五十音順に、まずは、五百籏頭委員からお願いいたします。

○五百籏頭委員　東京大学の五百籏頭薫と申します。

日本政治外交史を専攻しております。

よろしくお願いいたします。

○加納審議官　では、上原委員、お願いいたします。

○上原委員　引き続き拝命いたしました、立命館大学の上原と申します。
専門は、情報システムの管理や情報セキュリティーの辺りです。
よろしくお願いいたします。
○加納審議官　ありがとうございました。
大橋委員、お願いいたします。
○大橋委員　上智大学の大橋でございます。
専門は行政法になります。
どうぞよろしくお願いします。
○加納審議官　ありがとうございました。
木村委員、お願いいたします。
○木村委員　千葉大学の木村と申します。
行政法を専門にしております。
よろしくお願いいたします。
○加納審議官　ありがとうございました。
野口委員、お願いいたします。
○野口委員　一橋大学の野口と申します。
専門は行政法です。
私は、公文書管理委員会は２度目の参加になりまして、初めは2010年から参加させていただいておりましたが、思いがけず、また参加させていただけるということで、どうかよろしくお願いいたします。
○加納審議官　ありがとうございました。
それでは、最後に、葭葉委員、お願いいたします。
○葭葉委員　葭葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
弁護士をしており、所属は第一東京弁護士会になります。
当委員会委員は今期で２期目となり、３年目に入ることになります。
また、今期も引き続き、当委員会特定歴史公文書等不服審査分科会の委員も務めさせていただくことになりました。
どうぞよろしくお願いいたします。
○加納審議官　ありがとうございました。
本日御欠席の森本委員でいらっしゃいますが、アーカイブズ学を御専門とされているということであります。
それでは、引き続きまして、議題２の「委員長互選」に移らせていただきます。
公文書管理委員会令第４条第１項の規定により、委員長は、委員の互選により選出することとされております。
自薦・他薦を問いません。
委員の皆様から御提案をお願いいたします。

○木村委員　木村ですが、よろしいですか。
○加納審議官　はい。お願いいたします。
○木村委員　委員長として、野口委員を推薦させていただきたいと思います。
　理由といたしましては、公文書管理法を始めとする行政法に関して、卓越した知識をお持ちであること。
　それから、先ほど御紹介がありましたように、公文書管理委員会が設置された平成22年から８年間に渡り、公文書管理委員会委員を務められた御経験があり、今回、再度の御就任であること。
　以上の理由から、専門性、御経験を理由といたしまして、野口貴公美委員を委員長に推薦させていただきます。
　以上です。
○加納審議官　ありがとうございました。
　ただいま野口委員を委員長に推薦するという御意見がございました。
　ほかに何か御意見、あるいは御推薦等はございませんでしょうか。
　特になければ、野口委員に委員長をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。
（異議なしの意思表示あり）
○加納審議官　ありがとうございました。
　それでは、特に御異議ないようですので、野口委員に委員長をお務めいただきたいと存じます。
　それでは、ここからの議事進行は、野口委員長にお願いいたします。
○野口委員長　承りました。
　どうもありがとうございました。
　ただいま委員長に選出していただきました、野口と申します。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。
　それでは、引き続き、議事を進めさせていただき「委員長代理の指名」に移ります。
　公文書管理委員会令第４条第３項の規定によれば、委員長の代理は、委員長があらかじめ指名を行うこととなっております。
　私といたしましては、葭葉委員にお願いしたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。
（異議なしの意思表示あり）
○野口委員長　ありがとうございます。
　葭葉委員もよろしいでしょうか。
○葭葉委員　はい。
　重責とは思いますが、皆様がよろしいということであれば、お引受けさせていただきます。

○野口委員長　ありがとうございます。
御異議等ないようですので、葭葉委員に委員長代理をお願いすることとさせていただきたく存じます。
どうぞよろしくお願いいたします。
○葭葉委員　よろしくお願いいたします。
○野口委員長　ありがとうございます。
それでは、本日の議事に戻りまして、議題３に移ります。
議題３は「公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正案について（諮問）」です。
内閣府から御説明をお願いいたします。
○萩原課長　それでは、公文書管理法施行令の一部改正案について、御説明させていただきます。
資料２－１を御覧ください。
防災庁の設置に向けて、本年７月、防災庁設置法とともに、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されました。
この整備法により、公文書管理法は、その第２条第１項各号に定める「行政機関」として、第３号に防災庁を、第６号に防災庁の施設等機関を加える改正が行われており、それに伴う号ずれが発生しております。
他方、公文書管理法第２条第１項は、公文書管理法施行令第１条において引用されておりますので、法改正による号ずれを手当てする必要がございます。
そこで、号ずれ後、すなわち、改正後の公文書管理法を正しく引用できるよう、公文書管理法施行令第１条を改正させていただきたい、というのが、今回の施行令改正案の趣旨でございます。
お認めいただければ、今後、他の関連政令とともに、整備政令の内容の一つとして改正が行われることになります。
なお、施行日は、防災庁設置の日の予定でございます。
何とぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
○野口委員長　御説明どうもありがとうございました。
それでは、質疑応答に入りたいと思います。
委員の皆様から御意見、御質問があれば、お寄せいただきたいと存じます。
いかがでしょうか。
特段、御質問などはないようでしょうか。
ありがとうございます。
それでは、公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正案について、特段の御異議はないようですので、この一部改正案については御了解いただいたものとし、委員会としてその旨を答申することといたします。
ありがとうございました。

続きまして、議題４「防災庁行政文書管理規則の制定及び一部改正について」内閣府から御説明をお願いいたします。

○萩原課長　ありがとうございます。

それでは、防災庁行政文書管理規則の制定及び一部改正について、御説明させていただきます。

資料３－１を御覧ください。

まず「防災庁行政文書管理規則の制定」について、御説明いたします。

先ほどの議題の御説明で触れましたとおり、今般設置される防災庁は、公文書管理法に定める「行政機関」となりますので、公文書管理法第10条第３項の規定に基づき、行政文書管理規則を新たに定める必要がございます。

本日は、まず、その案についてお諮りいたします。

規則の内容につきましては、今お示ししている資料３－１の２ポツ目になりますが、そちらに記載させていただいたとおりでありまして、基本的に内閣総理大臣が定めております「行政文書の管理に関するガイドライン」でお示しした規定例を踏まえたものとなっており、行政文書の管理のルールにつきましては、他の一般の省庁と同じ内容となっております。

なお、ガイドラインとの比較表を資料３－２にお示ししておりますので、適宜御参照いただければと思います。

細かい部分では、防災庁が、現在の内閣府政策統括官（防災担当）、いわゆる防災部局を拡大・発展させて生まれる組織でございまして、現在も内閣府の行政文書管理規則にのっとって文書管理をしていることから、内閣府本府行政文書管理規則に倣った規定ぶりとしております。

内閣府といたしましても、防災庁全体として行政文書の適切な管理を行うための体制が整えられ、適切な管理ができる規則となっているものと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、資料の「３．」にお示しいたしましたが、この行政文書管理規則の制定、施行の日は、防災庁が設置される日となっております。

現在、防災庁の設置の日、すなわち、防災庁設置法の施行日につきましては、令和８年12月31日までの間で、今後、政令で定めることとなっております。

本日は、実際に御審議いただける機会ということで、このタイミングで委員会に案をお諮りさせていただきましたが、公文書管理法に基づく必要な手続、すなわち、公文書管理委員会の諮問、答申を頂くという文書のやり取りの日付につきましては、防災庁が無いとできませんので、防災庁が設置された日付で行わせていただければと考えております。

以上が、資料３－１の上のほうの「防災庁行政文書管理規則の制定について」でございます。

続きまして、資料３－１の下の四角で囲っております「防災庁行政文書管理規則の一部改正」の案についてでございます。

前回の公文書管理委員会におきまして、令和９年度から、政府全体で段階的に新たな文書管理システムの導入を進めていくに当たって、各行政機関の管理規則の改正をお認めいただきました。

先ほど防災庁行政文書管理規則の制定についてお諮りしたところですが、本日は、これと併せて、令和９年度、来年４月以降を見据えたものとして、ほかの府省庁と同様、新たな文書管理システムの導入に合わせた文書管理規則改正についてもお諮りするものでございます。

具体的には、資料３－３にございますとおり、本文については、別表第１、別表第２を単に別表として合わせて改正するものでして、２ページ以降には、統合後の新たな別表が付いております。

このうち、防災庁としての新規の個別事項はございませんで、一部の表記を防災庁に合わせて「防災庁令」や「庁議」などとしているところはありますが、基本的には、改正後の内閣府本府行政文書管理規則と同じ内容となっております。

資料３－１に戻っていただきまして、その中の一番下にあります「２．施行日」についてでございます。

施行は、他の行政機関と同様、令和９年４月１日としております。

先ほど申し上げたとおり、制定時の規則は、防災庁の設置から令和９年３月31日までで、令和９年４月１日からは改正後の規則が適用になります。

こちらも、防災庁の設置はこれからですので、お認めいただけましたら、制定の時と同様、改正につきましても、内閣総理大臣への協議や諮問に係る文書のやり取りは、防災庁が設置された日付で行わせていただければと考えております。

御説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○野口委員長　御説明どうもありがとうございました。

文書管理規則の制定、及び一部改正についてということで御説明いただきましたが、委員の皆様から御質問、お問合せがあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段にはないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、防災庁行政文書管理規則の制定及び一部改正について、特段の御異議等ないようですので、御了解いただいたものとし、防災庁が発足した際に、委員会としてその旨を答申することといたします。

ありがとうございました。

続きまして、議題５は「金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について（諮問）」内閣府から説明をお願いいたします。

○萩原課長　ありがとうございます。

それでは、金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、御説明させてい

ただきます。

資料４－１を御覧ください。

公文書管理法第10条第３項の規定に基づきまして、各行政機関が定めている行政文書管理規則について、今回、金融庁から変更の申出がございましたので、内閣総理大臣がこれを同意するに当たり、公文書管理法第29条第２号の規定に基づき、公文書管理委員会に対して諮問させていただくものでございます。

金融庁は、本年８月７日に組織改編が行われております。

同じ資料４－１の参考３として組織図をお付けしておりますので、御参照ください。

上が再編前、下が再編後の図となっております。

再編前の左側にあります「総合政策局」及び「監督局」に青枠で囲っている部分がそれぞれございますが、これを再編いたしまして、再編後は、下の段の「資産運用・保険監督局」になります。

右に１つ枠を飛ばして、監督局から切り出したほかの課になりますが、そちらが「銀行・証券監督局」になり、更に「企画市場局」がございまして「資産運用・保険監督局」「銀行・証券監督局」「企画市場局」という３局体制になりました。

それぞれの局に局長が置かれてございます。

さらに、戻りまして、赤色の点線枠が左端にございますが、上の段で、これまで総合政策局が担っていた全庁的な金融行政の立案・総合調整機能を担う課は、下の段になりますが「秘書課」「文書課」「総合政策課」となりまして、これらを官房部門といたして、担当の次長、局長級の次長の方を設置いたしました。

なお、先ほどの局の再編の御説明の際に説明を飛ばしました「監督総括審議官」、「次長」の２つ右隣に書いてあります「監督総括審議官」は、これまでの「総括審議官」を改称したものでございまして、この方も局長級になります。

おおむねこういった組織再編の内容となっております。

資料の１枚目に戻っていただきまして、今回の金融庁の行政文書管理規則の改正は、この組織再編に伴うもので、総合政策局関係の変更と、このほかの変更を行うものでございます。

具体の改正内容は、資料４－２の新旧にございますとおり、ただいま御説明した部局の名前やポストの名前を再編後に合わせるものとなっております。

その際、今回の再編に合わせて、金融庁では、資料が前後して恐縮ですが、資料４－１の下に【参考１】がございます。

金融庁文書取扱規則におきまして、今し方、組織図で御説明いたしました「部局」及び「部局長」の定義規定を整理したことから、これを引用して、「部局長」とそのまま書いて済むというところなど、そういった引用をして規定する形式としております。

内閣府といたしましても、改正後の規則における文書管理の体制が適切に整っていることを確認しております。

御説明は以上となりますが、本日御欠席の森本委員より、「組織が変わるたびに、組織内での文書管理に取りこぼしが生じることはあり得る。是非改めて、組織の改編が生じた際の文書の引継ぎ漏れがないようにしていただきたい」とのコメントをお預かりしておりますので、併せて御報告いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野口委員長　御説明とコメントの御紹介をありがとうございました。

本日御出席の委員から御質問、御意見があれば、お受けしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

○五百籏頭委員　よろしいでしょうか。

○野口委員長　はい。

先生、よろしくお願いいたします。

○五百籏頭委員　五百籏頭です。

議案には異議ございません。

また、森本委員のコメントには強く賛同いたします。

以上です。

○野口委員長　ありがとうございます。

今回、先生方から頂いたコメントに対して、内閣府から何か応答される御予定はあるのでしょうか。

○萩原課長　手続的には特段ございませんが、金融庁に対しては、先生方から頂いたコメントはしっかりと伝えておきたいと思います。

また、この場と事前の御説明の機会でも頂いているものについては、共有していきたいと思っております。

以上でございます。

○野口委員長　ありがとうございます。

金融庁に対するコメントというよりは、制度設計についての内閣府宛てのコメントでもあると思いますので、記録に残していただいて、課内で必要な検討をしていただくことになるのではないかと思いました。

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案については、特段の御異議がないようですので、この一部改正案については御了承いただいたものとし、委員会としてその旨を答申することといたします。

どうもありがとうございました。

最後に、国立公文書館の鎌田館長より、国立公文書館の活動状況について、お話をいた

だきます。
　鎌田館長、どうぞよろしくお願いいたします。
○鎌田館長　国立公文書館長の鎌田です。
　発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。
　委員の皆様には、日頃から公文書管理制度の発展に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
　また、この度新たに御就任された委員の皆様には、国立公文書館につきましても、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
　公文書管理制度は、行政の説明責任を確保するとともに、国民共有の知的資源である公文書等を将来に引き継ぎ、国民に積極的に御活用いただくための重要な基盤であります。
　国立公文書館といたしましても、委員の皆様からの御指導、御助言を頂きながら、歴史公文書等の適切な保存及び利用に取り組むとともに、公文書管理制度を支える専門機関としての役割の一層の拡充を図りたいと考えております。
　本日は、そのような取組の一端として、新たな国立公文書館の開館も見据えて進めている、所蔵資料活用可能性の拡大を目指して実施いたしましたコンテンツ業界向け見学会について、御報告いたします。
　資料５を御参照ください。
　当館の所蔵資料は、研究利用や展示利用だけでなく、映像作品やアニメーション、デザイン等の創作活動にも利用されてまいりましたが、これをもっと積極的に活用してもらえれば、社会的な影響力も大きいものと考えております。
　そこで、コンテンツ産業に携わるクリエイターの方々に、国立公文書館及び当館の保有する歴史公文書等の概要や利用方法を紹介するとともに、どのようなニーズがあるのかを把握することを目的として、令和８年７月に見学会を開催いたしました。
　参加者は17名でありました。
　見学会では、館の概要の説明、常設展示の案内に加え、参加者から事前に寄せられた関心分野に応じたミニ展示を実施いたしました。戦国時代から江戸時代、幕末。維新、近代までの風俗、建築、刀剣、娯楽、文化など、幅広いテーマに関連する資料を手に取って見ていただきました。
　アンケートでは、回答者12名全員から「満足」又は「まあ満足」との御回答をい頂きました。
　また、見学会で得た知見や情報について「すぐに活用できる」又は「ある程度、活用できる」との回答も100％となっております。
　さらに、次回開催時の参加意向についても、全員から「また参加したい」との回答を頂きました。
　一方で、今後の利用者サービスの改善につながる御示唆も得られました。
　例えば所蔵資料の全体像が分かりにくく、検索も難しいことから、画像を起点とした検

索機能や、資料を総覧的に探せる仕組みを求める声がありました。
また、データセットや画像データの提供、利活用事例の紹介を望む意見も頂きました。
さらに、意見交換におきましては、資料の利用方法、レファレンスサービス、デジタル化の状況、保存修復の取組などについて、活発な質疑が行われ、当館業務そのものへの高い関心もうかがわれました。
今回の取組は、これまでの当館との接点が必ずしも多くなかった利用者層に対して、所蔵資料の価値や活用可能性を直接紹介するとともに、今後の利用者サービスの改善に資するニーズを把握する機会となりました。
今後とも、歴史公文書等の保存と利用という当館の基本的な役割を着実に果たしつつ、新館開館も見据えながら、所蔵資料の更なる活用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。
どうもありがとうございました。
○野口委員長　鎌田館長、どうもありがとうございました。
国立公文書館について、確かに、これまであまり接点がなかった層にもアピールするすばらしい企画であり、なおかつ、満足度の回答が100％というすばらしい試みについて御紹介いただいたかと思いますが、御出席の先生方から何かコメントや御質問などがあれば。
よろしいでしょうか。
○上原委員　上原です。
一言よろしいでしょうか。
○野口委員長　はい。
○上原委員　ありがとうございます。
私自身は、必ずしもコンテンツ産業の専門ではないのですが、少なくとも私が把握している範囲から一言申し上げます。
もちろん、国民の財産である公文書をこのように活用されるのは非常によいことだと思いますし、取組として進めていただきたいと思います。
日本のコンテンツ産業は、数少ない輸出産業として成り立ち、また、成長産業でもあるところがございますので、是非それの後押しという意味でも進めていただければと思います。
一方、一言付言いたしますと、もともと私がここの位置にいるのも、公文書のデジタル化に対するサポートという面があるわけですが、もちろん、公文書館におかれましても、デジタル化を進めていただくことが非常に肝要になってくるかと思います。
日本のコンテンツ産業のメインは、ゲームとアニメでございまして、こちらは、どちらもほぼコンテンツ制作現場がデジタルになっていることを考えましても、デジタルデータの格好で、どうやって提供できるかというところが非常に大きなテーマになるかと思っておりますので、デジタル化を進めていただくとともに、デジタル化をサポートする人材の

確保にも、僭越ながら努めていただければと思った次第です。
以上です。
○野口委員長　貴重なコメントをどうもありがとうございました。
そうですね。デジタル化を進めるには、進めるためのリソース、人材育成なども非常に重要になってくるところなので、デジタル化が重要というのは、誰しも疑わないところであるとは思いますが、いろいろときちんと進めていけるような仕組みづくりをしていかないといけないのではないかという気がいたしました。
ありがとうございました。
今のコメントについて、内閣府又は鎌田館長から何かございますか。
追加の御発言があるようであれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
○鎌田館長　大変貴重な御意見をありがとうございました。
我々もデジタル化の積極的な推進を目標に掲げておりますので、是非委員の先生方の御助力も得ながら、これは何といっても、予算と人員の確保がある意味での大きな障害になっているところがありますので、ここを克服できるよう、我々も努力していきたいと思っております。
○野口委員長　どうもありがとうございました。
その他、委員の先生方からコメント、御意見があれば、お伺いしたいと思いますが。
葭葉先生。
○葭葉委員　葭葉です。
国立公文書館の取組について、御報告をどうもありがとうございました。
１点教えていただきたいのですが、今回、国立公文書館の新館開館を見据えて、コンテンツ業界向け見学会が実施されたということですが、ほかにも、今年度これから予定されている企画、若しくは既に今年度された企画が何かございましたら、御紹介いただければと思っています。
よろしくお願いいたします。
○野口委員長　ありがとうございます。
すぐにお答えいただけるものがもしあればということで。
○葭葉委員　はい。それで大丈夫です。
○野口委員長　難しいようでしたら、また後で教えていただくということでも。
○葭葉委員　大丈夫です。
○野口委員長　ありがとうございます。
お願いします。
○鎌田館長　いろいろと今まであまり接点のなかった層に向けての企画を考えておりますので、また整理して御報告するようにいたします。
○野口委員長　ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

葭葉先生、よろしいですか。

ありがとうございます。

○葭葉委員　大丈夫です。

ありがとうございます。

○野口委員長　ありがとうございます。

それ以外にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

貴重な試みの御説明を伺って､公文書館が大変いろいろと考えてくださっていることに、委員会としても感謝しなければならないなと思いました。

ありがとうございました。

本日の議題は以上となりますが、全体を通して御意見などがございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

内閣府からありますか。

○萩原課長　特段ございません。

ありがとうございました。

○野口委員長　ありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきたいと存じます。

以上で、第121回「公文書管理委員会」を終了といたします。

御出席くださり、本当にありがとうございました。

閉会とさせていただきます。

以上